

公立大学法人岐阜県立看護大学の中期計画（素案）の概要について

【1】根拠法令等

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項
設立団体の長（知事）により定められた中期目標を達成するための計画として、法人が作成。

【2】第3期中期計画期間

6年間（令和4年度～令和9年度）

【3】策定手続き

県評価委員会からの意見聴取の後、設立団体の長（知事）の認可を受け、公表する。
（法第26条第1項及び第4項、法第78条第4項）

【4】第3期中期計画の考え方

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「本学」という。）は、岐阜県の看護の質向上に看護学の高等教育機関として寄与するという使命のもと、これまでの実績を発展させ、県民に提供される看護サービスの質向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた大学を設置し、管理することを目的としている。本学は、この目的を第3期中期計画においても引き続き掲げていくこととする。

前記の目的を達成するため、看護学部においては看護職としての責任を遂行できる人材の育成、大学院看護学研究科博士前期課程においては看護実践を課題解決的に改革・改善できる人材の育成、及び博士後期課程においては、実践の改善・改革の研究を指導できる人材の育成を発展的に推進する。また、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核として看護学にかかる生涯学習支援を一層推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努めていく。

【5】第3期中期計画の内容についての説明

〔第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

1 教育に関する目標を達成するための措置

看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の教育においては、各課程において付与すべき能力を確実に培う教育方法の開発を継続するとともに、これまでの教育方法を検証し、さらなる改善・充実を図る。

学生の確保においては、アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を実施し、学生の支援においては、学修や学生生活に関わるニーズへの対応をより充実させるとともに、進路選択にあたり看護専門職としての将来を描けるよう環境を整える。また、卒業後・修了後の支援においては、本学の事業等での交流を通して、卒業者・修了者の専門性の向上や職場定着を支援し、県内看護の質の向上に繋げる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

個々の教員が各自の専門分野に応じた研究を実施し、看護学科及び看護学研究科の教育の質向上を図る。また、県内看護サービスの質向上に向けて、看護実践現場の改革を系統的に追究する

看護実践研究を基盤として、実際の現場で看護実践研究が促進される取り組みを全学的に一層推進する。その研究成果の公表に取り組むと共に、研究倫理における教員の研修体制を整備し、研究倫理教育の充実を図る。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

県内の看護の質向上に寄与する人材の供給として、実務看護職者の看護学研究科への修学の促進を図り、修了者が取り組む職場での看護実践改革を支援する。また、就職選択については学生の主体的意思決定を基本とし、県の関係機関や県内保健医療福祉施設等と協働し、多様な機会を捉えて県内施設の魅力を伝えるなど、県内就業支援を強力に実施する。

開学からの実績を基盤とした共同研究事業・看護実践研究指導事業等の実施や看護実践研究学会の運営支援により、県内看護職者の生涯学習の中核機関として地域貢献の更なる充実を図る。また、大学の有する知的資源と人材を活用し、岐阜県の看護実践の改善・改革に向けた取組みに発展的視野をもって支援する。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

看護系大学の将来を見通した教員育成のため、国内外の大学等との学術交流を推進する。特に若手教員を対象とした研究や教育能力の開発活動を積極的に実施し、教員の資質向上と魅力ある教育研究環境づくりを推進する。また、卒業者及び修了者との連携・協働体制を強化し、本学の教育研究活動の充実を図る。

〔第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標〕

学長のリーダーシップのもと、外部意見を取り入れた大学管理運営を行うとともに、内部統制システムの確実な運用に努め、業務運営の適正化を図る。また、専門性の高い人材の確保、業務のデジタル化等を計画的に行い、円滑な法人運営に努める。

〔第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

長期財政計画を策定し、大学運営の安定化に努める。また、外部研究資金の獲得等、自己収入確保に取り組む。

〔第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置〕

大学の教育研究水準を確保するため、毎年度末に実施する自己点検・評価を基に内部質保証体制の充実を図る。また、ホームページ等を活用し、本学に関する情報を積極的に発信する。

〔第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置〕

開学から20年が経過し、建物施設に修繕が必要となってきたため、定期点検を推進するとともに、中長期計画を適宜見直しながら適切な維持管理を行う。また、質の高い教育研究を継続するため、看護実践能力の修得に必要な学修環境の計画的な整備に努める。

情報管理においては、情報セキュリティに関する大学全体の意識啓発に努める。